

3 憲法審査会

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会が設けられた。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行された。今国会において、憲法審査会の組織、運営等に関する事項を規定した参議院憲法審査会規程が平成23年5月18日の本会議で議決された。委員の選任は行われなかった。

4 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会長	平田 健二 (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	山本 一太 (自民)
幹事	郡司 彰 (民主)	水岡 俊一 (民主)	山本 順三 (自民)
幹事	広野 ただし (民主)	森 ゆうこ (民主)	脇 雅史 (自民)
幹事	世耕 弘成 (自民)	小坂 憲次 (自民)	松 あきら (公明)
	興石 東 (民主)	丸川 珠代 (自民)	川田 龍平 (みん)
			(23. 4. 15 現在)

審査会経過

- 平成23年4月15日(金) (第2回)
- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。